

家族にまつわるジェンダー

～「嫁」・「主人」に違和感はないですか？～

日時：令和8年5月28日(木) 14:00～16:00

講師：吉田 容子 さん

弁護士
市民共同法律事務所 所属

かつて明治民法には、家制度が定められていて、家父長制が浸透していました。戦後に日本国憲法が施行され、新しい民法となりましたが、人々の意識の中に家父長制のなごりが残っていることで、男女平等が阻まれることがあります。

入籍、嫁、主人という言葉がいまだに聞いたり、婚姻時にほとんどの妻が夫の姓に改姓したり、長男は家やお墓を継がないといけないと思っていたりしませんか？

妻は夫の言うことを聞くのが当たり前であると考えた夫からDV（ドメスティック・バイオレンス）を受ける場合もあります。

法律が改正されても、人々の意識が変わらないことで、生きづらさを抱える人達がたくさんいますし、改正が望まれても進まない場合もあります。

家族にまつわるジェンダーについて、法律の視点をもってひもといていくセミナーです。日常生活の中に残る家父長制のなごりについて一緒に考えてみませんか？

開催場所：ふらっと ねやがわ研修室

定員：35人（申込順）

申込み：電話・FAX・メール

一時保育有：無料（要予約・申込順）

生後6か月～就学前

年齢により2人～6人まで

保育締切日 5月24日（日）

<申し込み・問い合わせ先>

寝屋川市立男女共同参画推進センター

「ふらっと ねやがわ」

〒572-0042 寝屋川市東大和町2番14号

（市立産業振興センター5階）

電話：072-800-5789 / FAX：072-800-5489

E-mail：flat@office.city.neyagawa.osaka.jp

開所時間：午前9時～午後9時

（日曜日・祝日は午後5時30分まで）



ふらっと ねやがわへ
メールを送れます

